

相続問題サポート料金 一覧


権総合法律事務所 権行政書士事務所
昭和44年11月14日 設立

※ すべての金額は税込みの金額です。
 ※ 全ての料金には実費が別途かかります。
 ※ 着手金・報酬金額は、事件の内容、難易により増減を協議することがあります。

初回相談は無料です。

不明な点、心配な点は遠慮なくご質問ください。

令和6年1月18日 現在

相続・遺産分割・遺言書作成に関する 弁護士 報酬

提供するサービスプラン	サポートの内容	サポート料金	備考
1 相談料	相続・遺産分割・遺言書作成についてのご相談	初回、無料 2回目以降 5,500円/30分 以後、15分毎に2,750円加算	※遺言書作成に関する相談は、遺言者ご本人の相談をお願いしています。
2 相続に関する各種調査	(1) 戸籍収集をして相続人を確定します。 (2) 必要に応じて、法定相続情報を作成します。 (3) 財産の調査をして遺産目録を作成します。	【基本報酬】 55,000円より ※相続人の人数、遺産の規模によって増減いたします。詳しくは、面談時にご説明いたします。	※別途調査実費等がかかります。
3 相続放棄	(1) 家庭裁判所へ相続放棄の申述を行い、受理証明書を取得します。 (2) (必要があれば)債権者に弁護士名で相続放棄の事実を通知します。	【基本報酬】 110,000円より ※相続人の人数、遺産の規模によって増減いたします。詳しくは、面談時にご説明いたします。	※別途調査実費等がかかります。
4 遺言書作成	①あなたの思いが最大限実現できるように遺言書原案の作成をお手伝いします。 ②ご希望に応じて遺言執行者もお引き受けいたします。	【基本報酬】 110,000円より ※相続人の人数、財産の規模によって増減することがあります。	【2 相続に関する各種調査】を含みます。
公正証書遺言や自筆証書遺言保管制度の利用	(1) 遺言書を公正証書で作成するお手伝いをします。 (2) 自筆証書遺言を法務局にて保管する制度を利用するお手伝いをすることも可能です。	上記基本報酬に22,000円を加算します。	(1) 遺言を公正証書で作成する場合は、別途公証人の手数料がかかります。 なお、遺言公正証書作成時に必要な証人2名は、当事務所から提供します(無料)。 (2) 自筆証書遺言保管制度の手続のためには、ご自身の出頭が必要ですが、行政書士が付添います。
5 遺産分割協議書の作成	相続人間でまとまった遺産分割協議を书面化します。	【基本報酬】 110,000円より ※相続人の人数、財産の規模によって増減することがあります。	【2 相続に関する各種調査】を含みます。 相続人間で、分割内容がまとまっていない場合は、【6 遺産分割協議サポート】をご利用ください。
6 遺産分割協議サポート	相続人間で争いのある場合に、弁護士が貴方の代理人として、他の相続人と遺産分割協議を行います。 面談・電話・FAX・メールによる継続相談を含みます。	(着手金) 275,000円 報酬金は取得した遺産の額に応じて以下のとおりとなります。 3,000万円未満 6.6% 1億円未満 5.5% 3億円未満 3.3% 3億円以上 2.2% 但し、最低報酬額は55万円	事件の難易によって増減する場合があります。 協議の回数が5回を超える場合、6回目より22,000円/回の追加費用をお支払いいただくか、【7 遺産分割調停サポート】に移行します。 【7 遺産分割調停サポート】に移行する場合は、110,000円の追加着手金が必要になります。
7 遺産分割調停サポート	相続人間で争いのある場合に、弁護士が貴方の代理人として、他の相続人と遺産分割調停を行います。 面談・電話・FAX・メールによる継続相談を含みます。	(着手金) 275,000円 報酬金は取得した遺産の額に応じて以下のとおりとなります。 3,000万円未満 6.6% 1億円未満 5.5% 3億円未満 3.3% 3億円以上 2.2% 但し、最低報酬額は55万円	事件の難易によって増減する場合があります。 調停の出廷回数が5回を超える場合、6回目より22,000円/回の追加費用をお支払いいただきます。 【8 訴訟サポート】に移行する場合は、追加着手金165,000円が必要になります。
8 訴訟サポート	裁判に発展してしまった相続事件をサポートします。 あなたの代理人として、裁判所に出廷します。 面談・電話・FAX・メールによる継続相談を含みます。	(着手金) 330,000円 報酬金は取得した遺産の額に応じて以下のとおりとなります。 3,000万円未満 6.6% 1億円未満 5.5% 3億円未満 3.3% 3億円以上 2.2% 但し、最低報酬額は55万円	事件の難易によって増減する場合があります。 裁判出廷の回数が5回を超える場合、6回目より22,000円/回の追加費用をお支払いいただきます。
9 強制執行手続	裁判手続上の取り決めを守らなかったときに、強制執行手続を行います。 相手方の財産(不動産、預貯金、給料など)を差し押さえ、相続事件に関する債権を回収します。	110,000円より ※差押の件数及び対象によって異なります。	※別途、実費がかかります。

その他の弁護士費用については
こちらをご覧ください。

